

詐欺のハガキやショートメールに要注意! ～絶対に連絡しないでください!～

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

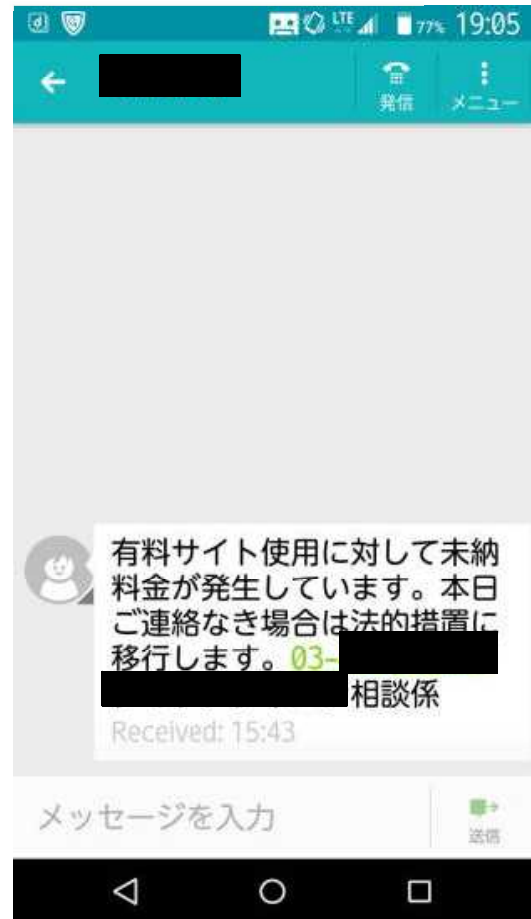
この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月26日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)



- 上記画像は、**実際に送られてきた**架空請求詐欺の**ハガキ**(左)と、**SMS**(ショートメッセージサービス)により送られてきたメール(右)です。
- 記載されている連絡先に電話すると、犯人から、有料サイトの利用料金が未納である
このままだと裁判になる、逮捕される
後で返金するので、今すぐに料金を支払うようになどと言われ、コンビニでプリペイド式電子マネーの購入や、コンビニ決済をするように要求されますので、**絶対に連絡しないでください!**
- このようなハガキやショートメールが届いても慌てずに、まずは、家族や警察に相談しましょう。



※関係機関等におかれましては、各種広報誌等で回覧をして頂きますようお願いいたします。